

4. 県営住宅の入居申込制度について

1. 団地ごとの申込み

2団地まで申込み可能です(1団地でも結構です)。空き住戸が生じ次第ご紹介しますので、どちらかの団地を紹介された時点で、もう一方の団地への紹介順位は失効します。ただし、正当な理由で辞退された場合を除きます。

※特定の要件に該当する場合は、以下の制度での応募が可能です。

| 制度名 | 内容 | 対象団地 | 対象者 | 証明書類 | 備考 |
|---------------------------------------|---|------|--|---|---|
| 階段昇降困難な方への低層階(1・2階)・エレベーター設置棟への入居希望制度 | 身体的に階段昇降が困難な高齢者・障がい者のため、低層階等に空き住戸が生じた場合に優先的に紹介します。 ※右記の証明書類が必要となります。 | 全団地 | ①高齢者(60歳以上) 介護保険の要介護1以上で、階段昇降が困難な方がいる世帯 ②障がい者 下肢障がい者等、階段昇降が困難な方がいる世帯(精神・上肢障がい・聴覚障がい等、階段昇降困難に該当しない場合は、除きます。) ③その他 疾患等による階段昇降が困難な方がいる世帯 | 介護保険被保険者証及びケアプランの写し(ケアプランで階段昇降が困難であることが不明確な場合は、ケアマネジャーの理由書または主治医の意見書等) 階段昇降が困難であることが分かる身体障害者手帳の写し等 階段昇降が困難であることが分かる医師の診断書等。資格審査時に提出が必要です。とれない場合はうけられません。(介護保険の要介護1以上であれば、ケアマネジャーの意見書で可) | ※住宅困窮度調査票(41ページ)の低層階への入居希望について01または02に○を付けてください。この希望を参考に紹介します。 ・優先して紹介する住戸は、エレベーターがない棟→1階(01希望の方) 1・2階(02希望の方) エレベーターがある棟→4階建てまでは1・2階 5階建て以上は1~3階 ※低層階希望ではない方も必ず、03に○を付けてください。 ※希望する場合は、申込書の「低層階(1・2階)・エレベーター設置棟入居希望制度」を希望する欄の「有」に○をしてください。 2階以下の住戸またはエレベーター設置棟の3階以下の住戸を紹介するとき、その他の申込者より優先して紹介を受けることができます。 |

◆入居者限定団地(住戸) ※以下の入居者限定の団地(住戸)への応募には、特定の要件が必要です。

| 住宅の種類 | 内容 | 対象団地 | 対象者 | 証明書類 | 備考 |
|--------------------|---|--|--|---|---|
| UD(ユニバーサルデザイン)住宅 | UD(ユニバーサルデザイン)モデル住宅として整備されている特性と高齢者・障がい者の街中居住の観点から、応募者を限定します。なお、申込者本人は高齢者または重度の身体障がい者となります。 | 古庭坊 | ①夫婦世帯のうち、いずれか一方が60歳以上である世帯 ②入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者(配偶者を除く)のいずれもが60歳以上または18歳未満である世帯 ③60歳以上の人を介護するために家族が同居する世帯 ④重度の身体障がい者(身体障害者手帳1級または2級に該当する方)を申込者本人とする世帯 | 年齢の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証の写し等) 介護保険被保険者証及びケアプランの写し(ケアプランで必要性が不明確な場合は、ケアマネジャーの理由書または主治医の意見書等) 身体障害者手帳の写し | ※古庭坊団地の重度身体障がい者(車イス常用)世帯向住戸は7戸のみです。空き住戸となったときに紹介することとなります。 |
| 高齢者向け住戸(シルバーハウジング) | 高齢者が自立して快適に過ごすための設備(手すりなど)を備えた住宅です。 | 水源(30戸のうち20戸に限る) | 60歳以上の単身世帯、60歳以上のみの世帯、またはいずれか一方が60歳以上の夫婦世帯 | 年齢の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証の写し等) | ※常時の介護を必要とする方は、事前に相談してください。 ※水源団地30戸のうち、20戸がシルバーハウジングです。(10戸は、単身を除くいずれの世帯も申込み可能です。) |
| 子育て世帯向け住戸 | 子育てに適した環境にあり、入居者を限定することで団地内の適正なコミュニティーバランスを確保します。 | 山の上(4階以上の3LDKに限る) | ①世帯人員数が3名以上の世帯で、小学校卒業前の子供がいる子育て世帯 ②多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯) | 住民票(続柄記載あり、本籍・個人番号(マイナンバー)非記載のもの) | ※2DKについては、単身を除くいずれの世帯も申込み可能です。 |
| 車イス常用者向け住戸 | 車イスを常用している人がいる世帯向け住戸です。 | 19団地(103戸) ※20ページ表の特定目的住宅戸数欄の「身(重)」を参照ください。 | 身体障がい1級または2級の身体障がい者で車イスを常用している人がいる世帯 ※大江団地、泉ヶ丘団地については、身体障がいの等級を問わず申込み可能です。 | 身体障害者手帳の写し ※入居資格事前審査時に車イスを常用している(または、常用する)ことを証明する書類が必要です。 | ※車イスを常用する重度の身体障がい者のために特別に設計された住宅です。住戸へのアプローチがスロープになっていたり、車イスに乗降する際の負担軽減を図るため、住戸内の一部(和室)が40~50センチメートル程度高くなっている住戸もあります。※詳細はお問い合わせください。 ※空き住戸に関してはお問い合わせください。 |

2. 低倍率住戸の申込み(特定の団地を問わず申込がない住宅又は待機者が無くなった住戸の紹介を希望出来る制度)

希望団地以外の団地を問わず、空き住戸への入居を希望する人のための制度です。※団地ごとの申込みと併せて申込みが可能です。

- 対象住戸 待機者がなくなった団地の住戸
- 選考方法 団地ごとの募集とは別に受付番号をとり、抽せんを行い、抽せん番号順に住戸を紹介します。

2ページの常時募集では抽せんを行わず先着順での申込みを受付しています。低倍率を希望される方は常時募集の申込みもご検討ください。

各証明書類は申込時においては不要ですが、住戸紹介案内時の入居資格事前審査時に証明書類が提出ができない場合は優先入居を認めない場合がありますので、特にご注意ください。